

事務連絡
平成 28 年 12 月 21 日

肉用牛肥育経営安定特別対策事業
契約生産者各位

公益社団法人 鹿児島県畜産協会

肉用牛肥育経営安定特別対策事業に係る資金の指定について

標記の件について、所得税法施行令第 167 条の 2 又は法人税法施行令第 136 条の規定に基づく特定の損失等の補填業務に係る資金の指定申請について国税庁より指定されましたので、通知します。

つきましては、生産者積立金は必要経費へ算入するとともに適正な税務対応をお願いします。

【参考】

《所得税法施行令》

第百六十七条の二 居住者が、各年において、農畜産物の価格の変動による損失、漁船が遭難した場合の救済の費用その他の特定の損失又は費用を補てんするための業務を主たる目的とする法人税法第二条第六号（定義）に規定する公益法人等又は一般社団法人若しくは一般財団法人の当該業務に係る資金のうち短期間に使用されるもので次に掲げる要件のすべてに該当するものとして国税庁長官が指定したものに充てるための負担金を支出した場合には、その支出した金額は、その支出した日の属する年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

- 一 当該資金に充てるために徴収される負担金の額が当該業務の内容からみて適正であること。
- 二 当該資金の額が当該業務に必要な金額を超えることとなるときは、その負担金の徴収の停止その他必要な措置が講じられることとなっていること。
- 三 当該資金が当該業務の目的に従って適正な方法で管理されていること。

《法人税法施行令》

(特定の損失等に充てるための負担金の損金算入)

第百三十六条 内国法人が、各事業年度において、農畜産物の価格の変動による損失、漁船が遭難した場合の救済の費用その他の特定の損失又は費用を補てんするための業務を主たる目的とする公益法人等又は一般社団法人若しくは一般財団法人の当該業務に係る資金のうち短期間に使用されるもので次に掲げる要件のすべてに該当するものとして国税庁長官が指定したものに充てるための負担金を支出した場合には、その支出した金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

- 一 当該資金に充てるために徴収される負担金の額が当該業務の内容からみて適正であること。
- 二 当該資金の額が当該業務に必要な金額を超えることとなるときは、その負担金の徴収の停止その他必要な措置が講じられることとなっていること。
- 三 当該資金が当該業務の目的に従って適正な方法で管理されていること。